

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

現行容器包装リサイクル法は、施行後10年の間に、最終処分量抑制等に一定の効果を上げてきた。しかし、最終処分場のひっ迫は依然として深刻であるとともに、発生抑制・再使用が進んでいない等の課題も指摘されており、現在、中央環境審議会において見直しに向けた審議を行っている。

本事業は、同法の改正を契機に、国、自治体、事業者、国民の各主体が今まで以上に連携・協働することを目指し、各種関連施策を集中的に実施することにより、改正容器包装リサイクル法の効果を最大限に引き出すことで、容器包装廃棄物の3Rをさらに推進することを目的とする。

具体的には、各主体の先進的な取組に対する表彰制度の創設や自主協定の促進及び容器包装リサイクル法の適切な実施に係る取組等を行うものである。

2. 事業計画

容器包装廃棄物の3R促進に係る表彰事業(平成18年度～)

- ・もったいないふるしき運動等容器包装削減優良事例表彰制度の創設
- ・優良小売店及び容器包装製造事業者等評価制度の創設

地域における容器包装廃棄物のリデュース・リサイクル推進モデル事業
(平成18年度～)

- ・特定の地区における自主協定・自主的取組によるレジ袋等の容器包装廃棄物の削減や3Rの推進を先進的に進めるモデル事業の実施

容器包装リサイクル法施行に係る適正化推進事業(平成18年度)

- ・ただ乗り事業者対策
- ・制度改正に係る情報提供

3. 施策の効果

容器包装廃棄物のリデュース・リユースが促進され、一般廃棄物の排出量の減少にも資することが期待される。

レジ袋に係る施策の推進や具体的な負担による行動の変革を促す措置により消費者の意識向上が期待できる。

調査等で把握した自治体や事業者の先進的取組を、他の自治体や事業者に水平展開することで、全体的に取組の底上げを図ることが期待される。